

【参考】母子父子寡婦福祉資金 概要

1. 根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法

2. 貸付対象

(1) 母子福祉資金・父子福祉資金

- ・20歳未満の児童を扶養する母子（父子）家庭の母（父）及びその児童
- ・父母のいない20歳未満の児童 等

(2) 寡婦福祉資金

- ・寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者）及びその子 等

3. 主な貸付の種類（12）

貸付の種類	貸付対象	貸付限度額(円)	措置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母・父	2,850,000	1年	7年以内	年1.0%又は無利子
事業継続資金	母・父	1,430,000	6か月	7年以内	
修学資金	児童	高校(国公立・自宅 通学) 月額27,000	卒業後6か月	借りた期間 の3倍	無利子
技能習得資金	母・父	月額68,000	卒業後1年	20年以内	年1.0%又は無利子
修業資金	児童	月額68,000	卒業後1年	6年以内	無利子
就職支度資金	母・父・児童	100,000	1年	6年以内	(母)年1.0%又は無利子 (子)無利子
医療介護資金	医療	母・父・児童	治療・介護後 6か月	5年以内	年1.0%又は無利子
	介護	母・父			
生活資金	技能習得中の母・父	月額141,000	卒業後6か月	20年以内	
住宅資金	母・父	1,500,000	6か月	6年以内	
転宅資金	母・父	260,000	6か月	3年以内	
就学支度資金	児童	高(国公立・自宅) 150,000 大学(国公立・自宅) 370,000	卒業後6か月	借りた期間 の3倍	無利子
結婚資金	児童	300,000	6か月	5年以内	年1.0%又は無利子

※貸付対象等複数の場合、主なものを記載

※貸付限度額のうち月額表示のないものは一括資金

4. 貸付事務フロー

